

2025年度 第3回 社会保険協会セミナーのご案内

1. 職場におけるハラスメント防止対策の実務
2. 育児休業等期間中の社会保険料免除要件変更について
3. 令和7年4月改正育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法概要

1. 職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになります。また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。職場における措置義務及び、ハラスメント問題が発生した場合の対応方法について事例を交えお伝えします。
2. 令和4年10月より育児休業等期間中の社会保険料免除要件が変更されています。短期間の育児休業を想定した要件変更となりますが、その背景や実務上の留意点などお伝えします。
3. 令和7年4月1日から段階的に施行される育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法のポイントについてお伝えします。

地 区	実 施 日	会 場	定 員
① 北 部	12月23日(火)	ホテルゆがふいんおきなわ2階 あけみおの間(名護市宮里453-1)	30名
② 中 部	12月 2 日(火)	EMウェルネス暮らしの発酵ライフスタイルリゾート1階EMギャラリー(北中城村喜舎場1478)	50名
③ 那 覇	12月17日(水)	沖縄産業支援センター 1階展示場(那覇市字小禄1831番地1)	100名
④ 宮 古	12月19日(金)	ホテルアトールエメラルド宮古島2階 耀艦(かいり)の間(宮古島市平良字下里108-7)	30名
⑤ 石 垣	12月12日(金)	アートホテル石垣島1階 珊瑚の間(石垣市大川559)	30名

実施時間：北部・中部・那覇 13：30受付～14：00開始～16：00終了
宮古・石垣 13：00受付～13：30開始～15：30終了

内 容

1. 職場におけるハラスメント対策の実務
● ハラスメントとは ● 事業主が雇用管理上講ずべき措置等 ● 相談の受け方 ● 防止にむけて
2. 育児休業等期間中の社会保険料免除要件変更について
● 同月内の14日以上育児休業等免除について ● 賞与保険料免除要件 ● 産後育休の概要、制定背景
3. 令和7年4月改正育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法概要

参 加 費

会員事業所の方は、2名まで無料です。
非会員事業所および会費未納事業所の方は、1名3,000円です。

申込方法

下記申込書より所定事項を記入のうえ、FAX 又はEメールでお申し込みください。

申込締切

各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。
受付がされているかの確認については、お手数ですが協会までお問い合わせください。

お問合せ

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 (Tel 098-861-2681)
〒900-0031 那覇市若狭1-3-2 タカダ若狭ビル501号

お申込先

FAX 098-861-2682 E-mail : okisyakyo@ryucom.ne.jp



講師

特定社会保険労務士
キャリアコンサルタント
産業カウンセラー
比嘉 正人 氏

社会保険協会セミナーの参加申込書

※参加希望「日時」「会場」をご確認のうえ、□に✓印をつけてください。

参加希望 会場

☐ ①北部(12/23) ☐ ②中部(12/2) ☐ ③那覇(12/17) ☐ ④宮古(12/19) ☐ ⑤石垣(12/12)

事業所名

会 員

非会員

参加者名

〒連絡先(職場・自宅)

TEL () -

◎この申込書にご記入いただきました個人情報は、当講習会以外には使用いたしません。

詳しくはWEBで!

沖縄県社会保険協会

Q 検索